

2017 年度国別研修「ブータン 住民関与を目指した地方行政」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構四国支部(以下「JICA 四国」という)は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた内務文化省地方行政局職員及び県知事並びに地方行政官に対し、日本の自治会活動や住民の活動をサポートする地方自治体の役割について見聞を深め、現地でのコーディネーションプラットフォームの設置・運営に役立つ知力や能力を養うための研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益社団法人青年海外協力協会(以下「特定者」という)を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

上記特定者は、1985 年以降 3,900 名を超える JICA 青年研修事業(青年招へい事業含む)の受入実績があり、2014 年度からは地域振興、住民参加型地域開発等の分野における課題別研修、国別研修も受託しています。また、特定者は青年海外協力隊の帰国隊員を中心に組織された内閣府認定の公益社団法人であり、ボランティア活動により培われた経験、ノウハウを活かし、国際協力事業に加え地方自治体や内閣府の求めに応じ日本国内で様々な地域創生事業に取り組んでいます。特定者が有する自治体での地域創生事業に係る経験や、研修事業をはじめとする JICA 事業の豊富な実施・運営のノウハウ、そして青年海外協力隊派遣事業を通じて蓄積した開発途上国における事業経験により、ブータンの開発ニーズに基づき住民参加型の地域開発に係る研修プログラムを形成するという本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外のもので応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名:2017 年度国別研修「ブータン 住民関与を目指した地方行政」コース
- (2) 業務の目的:上記研修コースの実施及びその運営に必要な業務の遂行
- (3) 業務内容:研修委託業務概要(別添 A)のとおり
- (4) 履行期限:2017 年 9 月中旬から 2017 年 11 月下旬まで(予定)

2 応募要件

基本的要件:

- ① 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ② 公示日において、平成 28・29・30 年度もしくは平成 25・26・27 年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下「全省庁統一資格者」という。)を有する者。なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。その場合は、次の書類を添付すること。(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)
 - ・資格審査申請書
(http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq0000s45w1-att/ind_examine.pdf)
 - ・登記事項証明書(写)(法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から 3 か月以内のもの)

・財務諸表

(直近 1 か年分、法人名および決算期間が記載されていること)

・納税証明書(写)

(その 3 の 3、発行日から 3 か月以内のもの)

- ③ 会社更正法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発効していること。
- ④ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
- ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けません。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者(以下、「応札者」という。)が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

3 手続きのスケジュール

(1)参加意思確認	提出期間	2017年8月1日(火)午前10時から
-----------	------	---------------------

申請書の提出		同年 8 月 15 日(火)午後 5 時 まで ※注 1
	提出場所	〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町 3 番地香川三友ビル 1 階 JICA 四国業務課 (担当:伊東)
	提出書類	1 参加意思確認書、2 応募要件に求められる実績等を証明する資料(写し可) ※注 2
	提出方法	持参又は郵送(書留としてください)
(2)審査結果の通知	通知日	2017 年 8 月 22 日(火)
	通知方法	郵送
(3)応募要件無し の理由請求	請求場所	〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町 3 番地香川三友ビル 1 階 JICA 四国業務課 (担当:伊東)
	請求方法	持参又は郵送(書留としてください)
	回答予定日	2017 年 8 月 29 日(火)
	回答方法	郵送

※注 1:提出期間

送付(配達記録の残るものに限る)する場合は提出期限必着。持参の場合は、正午から 14:00 までを除いた上記時間に、提出場所へ持参すること。

※注 2:提出書類

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書(別添 B)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 平成 28・29・30 年度もしくは平成 25・26・27 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 参加意思確認書(別添 B)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 資格審査申請書
(http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf)
- 3) 登記事項証明書(写)
(法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から 3 か月以内のもの)
- 4) 財務諸表(写)(直近 1 か年分、法人名および決算期間が記載されていること)
- 5) 納税証明書(写)(その3の3、発行日から 3 か月以内のもの)

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方

式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。

(8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課:JICA 四国 業務課

以 上